

地方独立行政法人長野県立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員（第7条—第10条）

第2節 理事会（第11条—第14条）

第3節 業務及び執行（第15条—第19条）

第3章 資本金等（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、長野県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、長野県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を長野市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、インターネットを利用する方法により行う。ただし、インターネットを利用する方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、法人の事務所の掲示場に掲示することによってそのインターネットを利用する方法に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長野県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項

- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務及び執行

(病院の名称及び所在地)

第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県立信州医療センター	須坂市
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町
長野県立こども病院	安曇野市

(介護老人保健施設の名称及び所在地)

第16条 法人が設置及び管理を行う介護老人保健施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町

2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曾介護老人保健施設は長野県立木曾病院に付置する。

(看護師養成所の名称及び所在地)

第17条 法人が設置及び管理を行う看護師養成所の名称は、信州木曾看護専門学校とし、その所在地は、木曾郡木曾町とする。

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。
- (7) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第19条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金)

第20条 法人の資本金については、長野県が出資する法人の業務に必要な土地、建物、器械備品、構築物等とし、当該資本金の額は、法人の成立の日における時価を基準として長野県が評価した承継される権利に係る財産の価額の合計額と承継される義務に係る負債の価額の合計額との差額に相当する金額305,621,763円とする。

(残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は長野県に帰属する。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年3月21日から施行する。